

レンタル利用規約

株式会社ニットウ(以下甲という)とお客様(以下乙という)との間のレンタル商品のご利用は(レンタル契約)に際し、別に契約書類又は取り決め等による特約がない場合は、以下レンタル利用規約をご了承いただくものとします。

- 第1条 [レンタル商品]
甲は乙に対し、利用明細書に記載する期間及び料金にて商品(以下物件という)を賃貸し、乙はこれを賃借する。
- 第2条 [レンタル期間]
甲が乙に対して物件を引渡しした日より起算し、物件が甲の手元に戻るまで又は配送で引渡し及び返還の場合は甲の依頼する運送会社が乙から物件を引取るまでの期間とする。
- 第3条 [レンタル料金]
1. レンタル料金の支払い方法は原則として現金前払い(銀行振込)とする。現金前払い以外の決済については、甲乙双方での別途協議とする。
2. レンタル期間中に中途解約の場合であっても、利用明細書で定めた期間の未経過分料金の返金はできないものとする。
- 第4条 [保証金]
乙は甲の請求がある場合は、物件の担保として保証金を甲に差し入れ、甲はこれをレンタル料金等、乙の甲に対する一切の債務に充当できるものとする。但し、当該保証金に利息はつかないものとする。
- 第5条 [レンタル料金の支払期限]
契約締結後3営業日まででかつ、レンタル開始日の2営業日前までとする。期限までにお支払いがない場合は、甲は乙に通知することなく契約を解除できる。
- 第6条 [キャンセル費用]
レンタル開始日から起算して、7日目に当たる日以前は無料、4日目までは30%、前日(発送前)まで50%、前日(発送済)及び当日は100%をキャンセル料とする。尚キャンセルによる返金手数料等は乙の負担とする。
- 第7条 [物件の引渡し]
物件の引渡し場所は、原則として甲の保管場所とする。但し、甲が承諾した場合、乙が指定する日本国内の引渡し場所に配送する。
- 第8条 [物件の返還]
乙は甲に対しレンタル期間が満了する日までに甲の指定する場所に物件を返還するものとする。但し、配送で引渡し及び返還の場合は返却日(レンタル最終日)に引渡し時の配送先で甲の依頼した運送会社に引渡す事で返還したものとする。
- 第9条 [物件の引渡し及び返還の費用]
物件の受渡しに関する運送費等の諸費用につき、引渡し費用、返還の運送費用(甲が依頼の運送会社による引取)は甲の負担とし、以外の費用は乙の負担とする。
- 第10条 [物件返還遅延の損害金]
乙が甲に対して物件の返還を遅延したときは、その期限の翌日から完了日まで、1ヶ月当たりレンタル料金(基本料金)相当額の遅延損害金を甲に支払うものとする。但し1ヶ月に満たない日数は1ヶ月とみなすものとする。
- 第11条 [担保責任]
1. 甲は乙に対し引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、商品性または乙の使用目的への適合性その他について担保しない。
2. 乙が物件の引渡しを受けた日を含め2日以内に物件の性能の欠陥につき甲に対して通知をしなかった場合、物件は正常な状態で乙に引渡されたものとする。
- 第12条 [担保責任の範囲]
1. レンタル期間中、乙の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥により、物件が正常に作動しない場合、甲は代替品と取り替えるものとする。
2. 甲は前項の物件の代替品を用意できない場合、乙にその旨を通知し使用できなかった物件台数分のレンタル料金の払戻をする以外、甲は一切の責を負わないものとする。
- 第13条 [物件の使用保管]
1. 乙は物件を使用するにあたり、まずは必ず取扱説明書を確認し安全、法令遵守に留意すること。
2. 乙は物件を日本国内に於いて法令を遵守し使用目的に合った使用をすると共に、十分な注意を以って使用保管し、これに要する消耗品費用を負担する。又、甲は随時、物件の保管状況を点検できるものとする。
3. 乙は物件の譲渡、転貸、改造、改装並びに不法な利用をしてはならない。また物件に貼付された甲の所有権を明示する標識等を除去、汚損してはならない。
4. 乙の使用上の不注意等により生じた全ての損害について、甲は一切の責を負わないものとする。
- 第14条 [物件の使用管理義務]
乙が自己の責による事由に基づき、物件を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む)毀損(所有権の制限を含む)または汚損した場合は、乙は甲に対して代替物件(新品)の購入代金相当額、または物件の修理代相当額を支払い、なお損害があるときはこれを賠償する。この場合乙は、物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料金の支払義務を免れません。
- 第15条 [物件の譲渡等の禁止]
乙は物件を第三者に譲渡し、または物件について質権、抵当権及び譲渡担保権その他甲の所有権の行使を制限する一切の権利を設定できません。
- 第16条 [契約違反等に要る解除]
乙がこの規約に違反したときは、甲は催告をしなくてこの契約を解除する事ができる。この場合乙は甲に対し直ちに物件返還すると共に未払レンタル料金その他の債務全額を支払い、甲になお損害があるときはこれを賠償するものとする。
- 第17条 [裁判管轄]
この契約についての紛争は、甲の本店を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。
- 第18条 [付則]
この規約は2010年9月10日以降に締結されるレンタル契約について適用される。

以上